

岩手県医療局管理規程第18号

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月28日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(服務)</p> <p>第4条 臨時職員の服務については、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「企業職員就業規則」という。）第2条、第4条から第17条まで（第8条にあっては、非常勤の職員を除く。）、第17条の4（非常勤の職員を除く。）、第17条の5、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第5条 臨時職員の勤務時間は、非常勤の職員を除き企業職員就業規則第23条、第24条第1項及び第3項並びに第25条から第30条までの規定を準用するほか、任用通知書に定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第9号から第11号まで、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（<u>配偶者の子を含む</u>。以下この号において同じ。）を養育する臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 女性である臨時職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第68条に規定する休暇を請求した場合</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(服務)</p> <p>第4条 臨時職員の服務については、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「企業職員就業規則」という。）第2条、第4条から第17条まで（第8条にあっては、非常勤の職員を除く。）、第17条の4（非常勤の職員を除く。）、第17条の5、<u>第17条の9（第17条の13において準用する場合を含む。）</u>、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。</p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第5条 臨時職員の勤務時間は、非常勤の職員を除き企業職員就業規則第23条、<u>第23条の2</u>、第24条第1項及び第3項並びに第25条から第30条までの規定を準用するほか、任用通知書に定めるところによる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第9号から第11号まで、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（<u>企業職員就業規則第34条第9号に規定する子をいう</u>。以下この号において同じ。）を養育する臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 女性である臨時職員（<u>以下「女性職員」という。</u>）が労働基準法（昭和22年法律第49号）第68条に規定する休暇を請求した場合</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

(7) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(8) 臨時職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

4 前項に定めるもののほか、臨時職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性職員にあっては、その妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該子を育てることができる場合を除く。）には、1日2回それぞれ30分（男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合には、1日2回それぞれ30分から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間）の無給休暇を与える。

(7) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該女性職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(8) 臨時職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（企業職員就業規則第17条の2第2項第1号に規定する子をいう。以下同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

4 前項に定めるもののほか、臨時職員が生後1年6月に達しない子を育てるため、労働基準法第67条第1項に規定する時間を請求した場合（男性である臨時職員（以下「男性職員」という。）にあっては、その子の当該男性職員以外の親（企業職員就業規則第34条第7号に規定する親をいう。以下この号において同じ。）が当該子を育てることができる場合を除く。）には、1日2回それぞれ30分（男性職員にあっては、その子の当該男性職員以外の親が当該男性職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を請求し、若しくは承認され、又は同法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合には、1日2回それぞれ30分から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間）の無給休暇を与える。

（介護休暇）

第8条の2 臨時職員に対しては、企業職員就業規則第35条第1項に規定する介護休暇に準じて無給休暇を与える。ただし、介護休暇の期間は、医療局長が定める期間とする。

（介護時間）

第8条の3 臨時職員に対しては、企業職員就業規則第35条の3第1項に規定する介護時間に準じて無給休暇を与える。ただし、介護時間の期間は、医療局長が定める期間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。